岐阜市リフレ芥見

指定管理者募集要項

令和８年７月

岐阜市環境部東部クリーンセンター

目　次

１　募集の趣旨 …… 1

２　基本的な運営方針 …… 1

３　応募資格 …… 1

４　指定期間 …… 2

５　施設の概要 …… 2

６　指定管理者が管理する施設の管理運営形態等 …… 3

７　指定管理に関する経費 …… １０

８　指定管理者の審査・選定の方法 …… １２

９　協定書の締結 …… １６

１０　指定までのスケジュール …… １６

１１　応募手続等 …… １６

１２　問合せ先及び書類の提出先 …… １８

【別紙１】目的外使用許可について …… １９

【別紙２】「提出書類一覧」及び「様式」 …… ２０

1　募集の趣旨

リフレ芥見（以下「施設」という。）の管理について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び岐阜市リフレ芥見条例（平成18年岐阜市条例第63号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができる指定管理者を募集します。

指定管理者制度は、市議会の議決を経て、本市が指定する法人その他の団体が公の施設の管理を代行するものであり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、一層の住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

指定管理者は、公正かつ適正で、より効果的かつ効率的な管理運営の下、施設の設置理念に基づく総合的な管理や、利用者の意見や要望を反映する管理を確実に行えることが必要となります。

2　基本的な運営方針

施設は、市民に健康と福祉の増進を図る（健康増進）とともに、省エネ・リサイクル意識の高揚（環境配慮）及び地元への還元（地元貢献）とふれあいの場の提供を目的に平成19年3月に設置されました。

健康の維持と増進を図る施設として市民に様々なサービスを提供する重要な役割を担っていますので、指定管理者の創意工夫により、効率的かつ効果的な管理運営を図り、市民へのサービス提供を向上させることを基本的な運営方針とします。

3　応募資格

応募資格は、次の各号を全て満たすものとし、指定管理の開始前及び開始後において、資格を失効し、又は取得できず、本市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求することがあります。

⑴　個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

⑵　本市と容易に、かつ、緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。

⑶　過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。

⑷　管理運営のために必要な免許・資格を有すること。

⑸　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の措置要件に該当しない団体であること。

⑹　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。

⑺　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。

⑻　破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。

(9) 岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成22年10月22日締結）第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
(10) 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納がない団体であること。

※　コンソーシアム（複数の法人・団体により構成する企業連合等）の場合の注意事項

① 複数の法人・団体により構成するコンソーシアムも可能としますが、同一の法人・団体が施設に応募する他のコンソーシアムに参加することはできません。
② コンソーシアムで応募する場合は、代表する法人を定めていただきます。
③ 法人格を持たない団体については、コンソーシアムの構成員となることはできますが、その代表者になることはできません。
④ 構成員が応募資格を喪失した場合、コンソーシアムとしても応募資格を喪失したものとします。
⑤ コンソーシアムで応募する場合は、様式第6号から様式第10号までの書類の提出が必要です。
⑥ コンソーシアムを構成する全ての団体が応募資格を満たしていることが必要です。

４　指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

５　施設の概要

(1) 名称

リフレ芥見

(2) 所在地

岐阜市芥見6丁目283番地2

(3) 施設構成・規模・構造

① 構造・規模

ア　敷地面積　12,867.92㎡
イ　延べ床面積　2,693.46㎡

a	歩行浴プール棟	鉄筋コンクリート一部鉄骨造	1,057.27㎡
b	多目的ドーム	鉄骨造	1,519.76㎡
c	屋外便所１（倉庫付き）	鉄筋コンクリート造	87.65㎡
d	屋外便所２	鉄筋コンクリート造	28.78㎡

ウ　芝生広場　2,560.00㎡
エ　駐車場　乗用車　64台

② 施設内容

ア　歩行浴プール棟
a　歩行浴プール（深さ1.05m、一周約32m）
b　サウナ（ミスト、ドライ）
c　ジャグジー（直径3m）
d　温浴プール（直径3m）
e　トレーニングルーム
（エアロバイク3台、トレッドミル3台、乗馬フィットネスマシン1台等）
f　リラクゼーションルーム（マッサージ機5台）

g　談話室（和室）
h　多目的ルーム（卓球、エアロビクス等）

イ　多目的ドーム（直径44m）
フットサル1面、テニス2面、ゲートボール2面などのうち1種目

ウ　足湯

エ　芝生広場
a　すべり台（1基）
b　スプリング遊具（3台）
c　幼児用遊具（1基）

オ　幼児用プール（31.36㎡）

(4)　運営状況（実績等）

①　事業・業務内容

健康増進のために屋内の歩行浴プール、トレーニングルーム、多目的ルームと屋外の多目的ドームを、また、ふれあいの場として談話室を市民の方に提供しています。

②　利用者数

	合　計 重複利用あり	プール棟		多目的ドーム	
		歩行浴プール	トレーニング等	テニス	フットサル
R7	62,250	34,621	9,550	8,132	9,384
R6	57,942	31,640	9,398	6,956	9,676
R5	48,715	23,398	9,448	6,935	8,669
R4	45,422	21,003	9,518	7,608	7,293

③　収支決算（～R7年度）・予算（R8年度）

(千円)	支出	収入		
		委託料	利用料金	その他 収入
R8(予算)	46,000	26,000	9,600	1,400
R7※1	43,804	26.000	9,651	1,209
R6※1	43,865	27,230	11,158	1,208
R5※1	39,338	27,785	8,152	1,034
R4※2	43,773	36,353	7,842	1,148

※1　光熱費・燃料費高騰の影響により、委託料の増額又は補助を実施
※2　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用料金収入の減収補填を実施

6　指定管理者が管理する施設の管理運営形態等

（詳細は、岐阜市リフレ芥見指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照）

(1)　管理運営形態

施設は、利用料金制度を導入して管理運営していただきます。

①　利用料金制度（承認料金制）とは

公の施設を利用したときの料金は、一般的に「使用料」として本市の収入となりますが、利用料金制度では、当該料金を利用料金として、本市ではなく、公の施設の指定管理者の収入とする制度です。

利用料金の額は、条例に定める範囲内で、市長の承認を受けて指定管理者が設定します。利用者が支払った料金は、指定管理者が自分の収入として受け取り、施設の運営に

充てることになります。

② 利用料金等の設定について

利用料金は、条例別表で定める金額の範囲内で、岐阜市リフレ芥見条例施行規則（平成18年岐阜市規則第87号。以下「規則」という。）第9条で定めるところにより指定管理者が市長の承認を得て決定します。料金の算定方法や納付方法の詳細については、応募時に提案していただきます。利用料金及び時間区分の設定に当たっては、利用者にとって使いやすい設定に心がけ、次の点に留意してください。

・使用時間の区分については、多目的ルーム及び多目的ドームに2時間の利用区分を設けてください。

・歩行浴プール棟及び多目的ドームについては、市等の公共目的の使用は無料としてください。

③ 利用料金の減免について

利用料金の減免は、条例第13条第2条及び規則第10条の規定に基づき行ってください。

減免基準＜規則第10条要旨＞	減免額
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者	5割相当額
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害保健福祉手帳の交付を受けている者	5割相当額
都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する政令指定都市から療育手帳の交付を受けている者	5割相当額
難病の患者に対する医療費等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定により特定医療費の支給認定を受けている者又は同法第28条第2項の指定難病要支援者に対する証明を受けている者	5割相当額
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている者又は同法第19条の22第4項の小児慢性特定疾病要支援者に対する証明を受けている者	5割相当額
上記のいずれかに該当する者が介護を必要とする場合の介護者。ただし、介護を必要とする者1人につき1人の介護者に限る。	5割相当額
市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに児童福祉法に基づき設置された児童福祉施設（以下「学校等」という。）の幼児、児童及び生徒が教育課程に基づく学習活動又は福祉活動の一環として教職員等に引率されて利用する場合	免除
市外の学校等の幼児、児童及び生徒が教育課程に基づく学習活動又は福祉活動の一環として教職員等に引率されて利用する場合	5割相当額
岐阜県家庭の日を定める条例（昭和42年岐阜県条例第11号）第2条第1項に規定する家庭の日に中学生が歩行浴プール棟を利用する場合	免除
市長が特別の理由があると認める場合	その都度市長が定める額

④　利用料金の返還について

既納の利用料金については、原則として返還しないこととしていますが、特別の理由があると認める場合は、条例第13条第3項ただし書の規定に基づき返還を行うことができます（返還する場合は、事前に本市と協議を行ってください。）。

(2)　管理基準

①　開館時間

午前9時～午後9時

ア　歩行浴プール棟

a　トレーニングルーム・談話室・多目的ルーム・リラクゼーションルーム

午前9時～午後9時

b　歩行浴プール・ジャグジー・温浴プール・サウナ

午前10時～午後9時

イ　多目的ドーム

午前9時～午後9時

ウ　足湯

午前10時～午後4時（土曜・日曜・祝日のみ（雨天中止））

エ　幼児用プール

午後1時～午後4時（毎年7月20日～8月30日（雨天中止））

※　ただし、熱中症による被害の発生のおそれがある場合は、この限りでない。

②　休館日

・毎週月曜日（ただし、祝日と重なった場合は、その翌日以降の最初の平日）

・年始年末（12月29日～1月3日）

※　使用時間及び休館日について、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て休館日を臨時に開館し、又は使用時間及び休館日を臨時に変更することができます。

③　使用許可の基準

ア　次のような場合には、施設の使用を許可してはいけません。

a　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

b　伝染性の疾患を有するものであるとき。

c　建物又は附属設備若しくは備品を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

d　集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

e　上記に掲げるもののほか、施設の管理上支障を来たすおそれがあるとき。

イ　貸切使用の許可は、条例第9条及び規則第6条の規定に基づいて行います。

ウ　次のような場合には、貸切使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができます。

a　条例又は規則の規定に違反したとき。

b　上記イのいずれかに該当する事由が生じたとき。

c　偽りその他不正な手段により貸切使用の許可を受けたとき。

d　貸切使用の許可に付した条件に違反したとき。

④　個人情報等の取扱・情報公開の推進

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第2号において準用する同条第1項の規定に基づき、施設の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて、当該個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。また、指定管理者として指定された場合は、個人情報の取扱いに十分注意しつつ、施設の管理運営の状況、施設の利用状況、アンケートの実施内容等について、積極的な情報公開の推進に努めることとします。

なお、個人情報などの漏えい等の行為には、個人情報の保護に関する法律に基づく罰則が適用される場合があります。

⑤　目的外使用

指定管理者が、次に掲げる目的で施設を使用する場合、目的外使用許可を得る必要があります（目的外使用の詳細については、別紙１「目的外使用許可について」を参照してください。）。

a　指定管理者の業務の範囲以外で、事前に本市の承諾を得て、自らの負担で自主事業等を実施する場合で、その内容が目的外使用に該当すると認められるとき。

b　指定管理者が当該施設に利用者の利便を図るなどの理由により、自動販売機設置、売店又は喫茶コーナーの設置、物品の販売、古紙回収ＢＯＸの設置及び自らの広告物の掲示などを行うとき。

なお、自動販売機は一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会に継続許可を予定しています。

c　上記のほか、施設の設置目的又は用途に反し、施設を使用するとき。

⑥　災害発生時の指定管理者の対応について

ア　施設は、岐阜市地域防災計画において指定避難所等に指定されていませんが、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した時は、本市と協議し施設利用者及び自主避難者の受け入れに協力してください。

イ　災害が発生した時は、施設及び周辺の状況を把握し本市に報告してください。

ウ　災害が発生した時は、施設の管理保全に努めるとともに、被害の拡大防止を図ってください。

⑦　環境への配慮について

本市では、岐阜市環境管理システム（GEMS）を策定し、環境改善活動に取り組んでいます。施設は環境部が所管していることから、省エネやリサイクル、CO_2 削減等の提案、環境負荷の低減対策を実行・記録し、適宜結果を報告するなど環境に配慮した施設管理を行ってください。

⑧　その他

施設が東部クリーンセンター建設に伴う地元還元施設であることを踏まえ、下記の事項について配慮してください。

ア　本市との協議による施設の円滑な運営を行うこと。

イ　地元住民を積極的に雇用すること。

ウ　施設の運営に協力している地元業者を継続使用すること。

エ　地元や施設利用者が利用する古紙回収ボックスの管理・運営に配慮すること。

(3)　業務の範囲（指定管理業務）

指定管理者は、基本的な運営方針を踏まえ、以下の業務を行います。

①　経営管理業務

ア　企画、事業計画の策定

イ　報告書の作成

ウ　モニタリング

エ　自己評価

オ　本市及び関係機関との連絡調整

カ　新旧の施設管理者との引継ぎ

キ　その他

②　施設運営業務

ア　利用許可及び取消し

イ　利用料金の徴収及び減免※

ウ　利用管理

エ　広報、営業活動

オ　その他

※　本市では、住民サービス向上の観点、窓口の事務効率化のため、キャッシュレス決済を導入しておりますので、**可能な限り、キャッシュレス決済に係る提案**をしてください。

③　維持管理業務

ア　施設及び設備などの保守・点検

イ　保安警備

ウ　防災計画、防災訓練

エ　非常時の対応

オ　その他、募集要項、仕様書、協定書に定めがあるもの以外に不測の事態が発生したときには双方の協議によるものとします。

④　指定事業

施設の設置目的を最大限に発揮するために、本市の指示により行う事業

⑤　事務引継事業

施設管理者が交代する場合、指定期間の始期から新たな施設管理者が円滑に管理業務を実施できるよう、新旧施設管理者で引継ぎを行っていただきます。

(4)　権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することはできません。

(5)　業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。その他一部の業務の再委託については、事前に本市の承認を得なければなりません。

(6) 従業員の継続雇用について

現在勤務している職員から継続雇用の希望があった場合は、継続雇用を検討するように配慮してください。

(7) 自主事業（指定管理者の費用負担による業務）

指定管理業務に含まれていない事業でも、指定管理者が本市の承認を受け、自主事業として行うことができます。自主事業の実施に当たっては、以下の点に留意してください。

・事業内容が施設の設置目的の範囲内又は目的を妨げないものであること。
・指定管理者の創意工夫やノウハウを活かすことにより、施設の利用促進やサービスの向上に資する事業であること。
・指定管理者が自らの費用負担により実施し、事業の実施により発生する収入は指定管理者に帰属するが、損失が発生した場合でも、本市は補填しません。
・事業実施前までに本市の承認を得ること。また、その内容が目的外使用に該当すると認められるときは、目的外使用の許可を得ること。
・指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用は一般利用者と同等になるため、長期にわたり独占的に使用する提案は避けること。

※　目的外使用については、別紙１「目的外使用許可について」を参照してください。

(8) リスク分担に対する方針

協定締結に当たり、本市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

（負担者側に ○）

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			本市	指定管理者
1	指定管理（管理主体）への円滑な移行（引継ぎ）	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	事業に直接関係する法令等の変更	○	
3	管理運営の中断・中止等	本市の判断又は本市の責めに帰すべき事由による場合（施設の瑕疵・施設改修等）	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合（事業放棄・破綻等による指定取消し又は業務の停止）		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等（本市が取得するもの）	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	

7	管理運営費上昇	物価変動及び事業条件（仕様）変更以外の要因による管理運営費増大		○
		上記のうち、急激な物価上昇等、特殊な事由が認められる場合	○	
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変動	利用者数の変動等による需要変動		○
		上記以外で、指定管理者の責めに帰さない事由により、当初の需要見込みと大きく異なると認められる場合	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、本市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害（騒音、振動、臭気等）		○

このうち№11「利用者への対応」について、下記の「**市民総合賠償補償保険**（全国市長会）」は、**全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなして**おり、本市が加入しているため、新たに保険加入する必要はありません。ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、指定管理者は別途、自らの負担で保険加入をしていただきます。

＜市民総合賠償補償保険＞

種類	賠償責任保険		補償保険	
保険金額	身体賠償	1名につき3000万円	死亡補償保険金	500万円
		1事故につき3億円	後遺障害補償保険	20万～500万円
	財物賠償	1事故につき1000万円	入院補償	1日から適用
			通院補償	6日から適用
対象範囲	施設の瑕疵や事業の過失		本市が主催・共催した事業での事故を対象	

※　指定管理者の負担により実施する自主事業については、保険の対象となりません。

※　補償保険については、指定管理者は被保険者と認められていません。本市が主催・共催した事業での事故を対象に、本市を被保険者として補償されるものです。

(9)　指定の取消し等

本市は、指定管理者が以下のいずれかに該当すると認めたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。また、このことにより生じた損害の賠償を、本市は指定管理者に対し命ずることができます。

・関係法令、条例、規則又は協定書に基づく本市の指示に従わないとき。

・関係法令、条例、規則又は協定書に違反したとき。
・募集要項の応募資格に不適合となったとき。
・経営状況が著しく悪化するなど、施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。

(10) モニタリングの実施

① モニタリング

本市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、本市は改善措置を講ずる等の指導を行います。さらに必要な場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

ア 事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。

イ 状況確認

指定管理業務の実施状況について、随時、現地での確認等を行います。

ウ 経営状況の把握

指定管理者の直近の経営状況を把握するため、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書などの書類を提出していただくことがあります。

エ 評価

施設の管理運営状況についての評価を行い、評価結果を市ホームページ等にて公表します。

② 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善に向けた反映状況について本市に報告していただきます。

③ 帳簿類等の提出要求

指定管理者は、帳簿の保存等が必要となります。また、本市による検査を実施することがあります。

7 指定管理に関する経費

指定管理者は、指定期間中、会計年度ごとに本市が支払う委託料と指定管理者の収入となる利用料金により、上記の管理の基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。

(1) 指定管理者の収入について

利用料金収入見込額と委託料の合計額は、以下の金額を想定しております。

年度	R9	R10	R11	R12	R13
合計額 （円・税込）	43,828,000	43,828,000	43,828,000	43,828,000	43,828,000

※ 委託料の上限額については、積算内訳に記載の額とします。

※ 施設は、高圧電力施設であることから、電力入札等によって経費削減が期待できます。電気料金について応募団体は、より廉価な電力プラン等により積算し、提案してくださ

い。なお、供給電気方式や予定使用電力量等については、別添の「リフレ芥見電気需給仕様書」等を参照してください。

＜積算内訳（各年度共通）＞

区分		金額（円）	備　考
歳入	委託料	33,424,000	
	利用料金収入	10,404,000	
	その他収入	0	
	合計	43,828,000	
歳出	人件費	17,770,000	
	電気料金	7,397,000	
	ＬＰガス料金	5,177,000	
	上下水道料金	2,851,000	
	施設消耗品費	317,000	
	事務消耗品費	154,000	
	印刷製本費	24,000	
	福利厚生費	38,000	
	修繕費	1,148,000	
	通信運搬費	134,000	
	広告料	463,000	
	手数料	186,000	
	委託費	7,654,000	
	使用料・賃借料	515,000	
	合計	43,828,000	

※　10%の消費税及び地方消費税を含む。

※　費目の詳細については収支予算書を参照してください。

(2)　委託料の支払い

本市は、以下の対象経費から、利用料金収入見込額を差し引いた額を、委託料として指定管理者に支払います。支払時期や支払方法については協定書に定めます。

なお、指定期間中の各年度の委託料は、応募団体が提案した委託料の額とし、法律の改正や災害等特別な場合、中間見直しを行う場合を除いて、原則、指定期間中は増額しません。

【対象経費】

・経営管理に関する経費
・施設運営に関する経費
・施設の維持管理に関する経費
・指定事業の実施に関する経費

【中間見直し】

人件費や光熱費などについて、基準となる経済指標の推移と各費目の収支決算などを勘案し、本市の見直しの対象となった場合に委託料の増額又は減額を行います。見直しは、指定管理期間の3年目に実施し、4年目以降の委託料として反映します。

(3) 委託料・利用料金の精算（取扱い）

当初収支計画の委託料・利用料金の精算（取扱い）については、下記のとおりです。

・経費削減などにより生み出された剰余金については、原則として返還を求めません。
・利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填しません。
・委託料の算定基礎である当初収支計画に対し、収支決算において利益が生じた場合、利益の20%を本市に納入していただきます。この精算は、翌年度に実績報告書が提出された後に行います。

(4) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。

また、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理は、区分して整理してください。

(5) 納税義務について

指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②事業を行う者にかかる事業所税、③新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性がありますので、①及び②については市民税課、③については資産税課にお問い合わせください。

事業所税については、課税と見込んだ収支計画に対し、決算において非課税となった場合、当該事業所税分については返納していただくこととなります。

なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については県税事務所にお問い合わせください。

8 指定管理者の審査・選定の方法

(1) 基本的な考え方

指定管理者制度の趣旨や公の施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的かつ効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

(2) 審査方法

外部の有識者等で構成する指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）において非公開で審査を行います。

審査は、応募資格等に該当するかどうかを審査する第１次審査と、第１次審査を通過した応募団体について、必要に応じてヒアリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容を審査する第２次審査を行います。指定管理者の候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定します。

また、候補者は次点まで選定します。次点候補者としての効力は、選定結果を通知した日から1年間とし、選定結果通知を行った日から指定議案の議会の議決が得られるまでの期間に不測の事態が発生した場合、改めて委員会の審査を経ることなく、次点候補者が指定

管理者の候補者となります。さらに、指定議案の議会の議決が得られた日から、次点候補者に選定結果を通知した日以後、1年を経過した日までの期間に不測の事態が発生した場合、非公募で次点候補者を認定し、改めて委員会を開催し指定管理者の候補者としての適否を審査します。

なお、応募団体と委員会委員との利害関係を確認するため、第２次審査前に「委員との利害関係に関する申出書」を提出していただきます。

(3) 審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日、応募団体に通知します。また、審査結果は、市ホームページ等で公表します（ただし、選定されなかった応募団体の団体名は、公表しません。）。

(4) 選定方式

第１次審査（資格審査及び書類審査）

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。また、審査項目10「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成22年10月22日締結）第４条に規定する排除措置の対象でないこと」について審査するため、役員等の氏名、生年月日等を照会することがあります。報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な場合は失格とします。

審　査　項　目	
1	個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
2	過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。
3	応募資格に記載する管理運営に必要な免許・資格を有していること。
4	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の措置要件に該当しない団体であること。
5	市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税のほか県民税、法人税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税の滞納がない団体であること。
6	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
7	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
8	破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
9	本市と容易に、かつ、緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。

10	岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成22年10月22日締結）第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
11	募集要項、仕様書の内容を満たしていること。

※　第１次審査時点以降、上記審査項目に適合しない場合は、応募団体又は指定管理者としての資格を喪失するものとします。

第２次審査（提案内容等の審査）

第１次審査を通過した応募団体について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒアリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査します。

選定基準及び評価項目は、次のとおりとし、採点は300点を満点として、合計点と区分ごとの採点内容を勘案し、委員会委員全員の協議による「総合評価」により選定します。ただし、採点の結果が配点合計の6割未満の場合は、指定管理者の候補者として選定しません。

区分	配点	選定基準	評　価　項　目
公平性 透明性	35	住民の平等利用が確保されること	『住民の平等利用が確保されること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
			平等利用を確保するための体制、モニタリングなど
			情報公開、広報の方策
			その他応募団体の提案によるもの
効果性	70	事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること	『事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること』に対する基本的な考え方 （理解度、取組姿勢など）
			既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容
			利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など
			利用者に対するサービス向上の方策 （窓口対応、プロモーション、設備の整備など）
			利用促進、利用者増の方策
			サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど
			施設の効用（設置目的）を最大限発揮できるスタッフの配置
			その他応募団体の提案によるもの
効率性	65	事業計画書の内容が、管理経費を縮減するものであること	『事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
			指定管理経費の設定額

			指定管理経費の妥当性（サービスとコストのバランスなど）
			収支計画の妥当性
			管理経費縮減の具体的方策
			スタッフ配置の妥当性（無理はないか）
			利用料金収入の増加を図るための方策
			その他応募団体の提案によるもの
安定性 安全性	65	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	『事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること』に対する基本的な考え方 （理解度、取組姿勢など）
			当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの実績
			経営基盤の安定性
			組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識など
			スタッフ（採用予定者も含む）の管理、監督体制
			スタッフ（採用予定者も含む）の人材育成の方策
			リスクへの対応方策（利用者の安全確保策、防止策、非常時の対応マニュアルなど）
			リスクへの対応能力（資金力、損害賠償能力など）
			グループ応募（コンソーシアム）の場合、グループの安定性
			グループ応募（コンソーシアム）の場合、役割分担及び リスク分担などの確実性及び妥当性
			その他応募団体の提案によるもの
貢献性	65	事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること	『事業計画書の内容が、地元の振興、活性化などに貢献できるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
			地元の法人その他の団体の育成（一部業務の再委託先）
			地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用
			地元での資材等の調達
			地元での社会活動等への参加
			その他地元への貢献に関すること
			その他応募団体の提案によるもの

９　協定書の締結

議会の指定議案の議決後、本市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務の実施に当たっての細目事項や委託料についての協定書を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

１０　指定までのスケジュール

(1)	募集要項の公表・配布	令和8年 7月15日（水）～
(2)	説明会・現地見学会の開催	令和8年 7月27日（月）
(3)	質問受付期間	令和8年 7月15日（水）～ 8月14日（金）
(4)	申請書受付期間	令和8年 7月15日（水）～ 8月21日（金）
(5)	第1次審査（資格審査等）	令和8年 9月上旬頃 ～ 9月中旬頃
(6)	第2次審査（提案内容等の審査）	令和8年 9月下旬頃 ～ 10月上旬頃
(7)	選定結果の通知・公表	令和8年11月上旬頃
(8)	議会に指定議案・債務負担行為予算案を提出	令和8年11月下旬頃
(9)	指定の通知	令和8年12月下旬頃
(10)	協定書の締結	令和9年 1月頃
(11)	事務引継・トレーニング	令和9年 1月頃 ～ 3月

１１　応募手続等

(1)　申請書類等の提出方法等

市ホームページ又は岐阜市役所14階の環境部環境政策課若しくは東部クリーンセンターで書類を入手し、東部クリーンセンターまで持参いただくか、記録が残る送付方法（簡易書留等）又は市ホームページ（市ホームページ番号:1011051）の専用フォーム(URL: https://logoform.jp/form/BcLm/1672769)のいずれかでご提出ください（提出期限内に必着）。オンラインで提出する書類がある場合も、下記のア～オについては必ず郵送又は持参により提出してください。

ア　委任状（様式第10号）
イ　登記事項証明書（全部事項証明書）
ウ　役員名簿照会及び同意書（様式第11号）
オ　市税等の納税証明書
カ　リフレ芥見指定管理者指定申請に係る誓約書（様式第12号）

申請書の受付期間は、令和8年7月15日（水）から8月21日（金）まで（土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）とし、応募に要する経費は、全て応募団体の負担となります。

なお、応募団体から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、指定管理者が選定されるまでの間は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は認めません。

(2) 提出書類

別紙2「提出書類一覧」及び「様式」のとおり

(3) 説明会・現地見学会

応募方法、提出書類、指定管理業務等について、リフレ芥見で説明会を開催します。

参加を希望される団体は、開催日の1週間前までに岐阜市リフレ芥見指定管理者応募説明会参加申込書（様式第14号）を下記まで郵送、ＦＡＸ、電子メール又は持参により提出してください。

なお、ＦＡＸ送信の場合は、受信確認のために送信後、必ず電話連絡をしてください。

① 申込み先

岐阜市 環境部 東部クリーンセンター

〒501-3134　岐阜市芥見6丁目368番地

電　話：058-243-1151

ＦＡＸ：058-244-0074

E-mail：t-clean@city.gifu.gifu.jp

② 申込み受付時間

土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

③ 開催日時

日　時　令和8年7月27日（月）

午後2時00分から2時間程度（施設見学、概要説明）

場　所　リフレ芥見歩行浴プール棟多目的ルーム（岐阜市芥見6丁目283番地2）

ＴＥＬ　058-241-8831

※ 参加者は、会場の関係上、応募団体ごとに3人までとします。なお、参加者には、当日、受付簿に団体名及び氏名を記入していただきます。

(4) 質問の受付

募集要項や仕様書に関する質問を受け付けます。受付期間は、令和8年7月15日（水）から8月14日（金）までです。

岐阜市リフレ芥見指定管理者の応募に関する質問書（様式第15号）により質問の内容（1枚につき1件）を簡潔にまとめて、１2の「問合せ先及び書類の提出先」に郵送、ＦＡＸ、電子メール又は持参により提出してください。

質問及び回答は、市ホームページ及び東部クリーンセンターで公表します。なお、質問への回答をもって募集要項等の追加又は修正とみなします。

電話での質問及び選定のための審査に関する事項など指定管理者の選定に当たり公平性を欠くと判断される質問については、お答えできませんので、ご留意ください。

(5) 応募に関する留意事項

① 働きかけの禁止

委員会委員、本件業務に従事する市職員及び本件の関係者に対し、本件についての不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。働きかけの基準・判断手順は「岐阜市指定管理者制度基本方針」のとおりです。

② 虚偽の記載をした場合の取り扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

③　応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

④　応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

⑤　提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は、本市及び作成者に帰属し、応募団体の提出する書類の著作権は、それぞれの応募団体に帰属します。なお、本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

⑥　追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

⑦　情報公開制度の対象

応募団体が提出した書類等は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）第2条に規定する公文書として、同条例に基づく情報公開の対象となります。

⑧　資料等の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

１２　問合せ先及び書類の提出先

岐阜市 環境部 東部クリーンセンター
〒501-3134　岐阜市芥見6丁目368番地
電　話：058-243-1151
ＦＡＸ：058-244-0074
E-mail：t-clean@city.gifu.gifu.jp

【別紙１】

目的外使用許可について

Ⅰ　目的外使用許可とは

今回指定管理者の選定を行うリフレ芥見は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための公の施設であり、財産の分類上、行政財産として区分されております。行政財産は、その設置目的又は用途以外に使用することはできません。しかし、その**用途又は目的を妨げない限度**において**使用を許可すること（目的外使用許可）ができる**とされております。**目的外使用許可**は、**市長のみが行使できる権限**であり、指定管理者が行うことはできません。

Ⅱ　目的外使用許可の基準

岐阜市公有財産規則（平成18年岐阜市規則第18号）において、次に掲げる場合に限り、使用を許可することとしています。なお、目的外使用を許可している事例の多くは、自動販売機の設置、売店、喫茶コーナー、物品販売、広告物等です。

（使用許可の基準）

1　当該行政財産を利用する者の利便を図るため、食堂、売店その他の施設を設置するとき。

2　公の学術調査若しくは研究又は公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に一時的に使用させるとき。

3　水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。

4　災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。

5　国、地方公共団体その他の公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業に供するため、やむを得ないと認められるとき。

6　本市の事務若しくは事業又は本市の企業の遂行上やむを得ないと認められるとき。

7　その他市長が当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認めるとき。

Ⅲ　指定管理施設における目的外使用許可の取扱い

１　指定管理者の場合

指定管理者が施設の**設置目的又は用途を妨げない範囲**で**自らの費用負担**による**自主事業**を実施するために施設を使用する場合は、**事前に市の承諾を得る**ものとし、その内容が**目的外使用に該当**すると認められるときは、目的外使用の**許可**を得てください。ただし、目的外使用に該当するかどうか疑義がある場合は、本市の担当部署と協議を行ってください。

２　指定管理者以外の場合

目的外使用許可の基準に該当する申請や疑義がある申請が直接指定管理者にあった場合については、指定管理者が判断するのではなく、**速やかに本市の担当部署に引き継いでください**。

【別紙２】

「提出書類一覧」及び「様式」

No.	提出書類・様式	様式番号等	備考
1	リフレ芥見指定管理者指定申請書	様式第1号	ｺﾝｿｰｼｱﾑでない場合
2	リフレ芥見利用料金承認申請書	様式第2号	
3	リフレ芥見事業計画書	様式第3号	
4	リフレ芥見収支予算書	様式第4号	
5	法人等概要書		ｺﾝｿｰｼｱﾑでない場合
6	岐阜市リフレ芥見の管理運営に関する協定書 【コンソーシアム】岐阜市リフレ芥見の管理運営に関する協定書	参考① 参考②	
7	法人等概要書	様式第5号	
8	【コンソーシアム】リフレ芥見指定管理者指定申請書	様式第6号	ｺﾝｿｰｼｱﾑである場合
9	リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム構成員表	様式第7号	
10	リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム構成員概要書	様式第8号	
11	岐阜市リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム協定書	様式第9号	
12	委任状	様式第10号	
13	定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類		
14	団体の概要及び活動状況を記した書類（経営方針、事業所等所在地、資本金等、設立、沿革、従業員数、組織）、事業の概要、障がい者の法定雇用率達成状況、活動実績等 ※　法人にあっては、次の書類を提出してください。 (1)　登記事項証明書（全部事項証明書）（申請日において、発行した日から3か月以内のもの） (2)　印鑑登録証明書（申請日において、発行した日から3か月以内のもの） (3)　直近3年間の決算書、貸借対照表、損益計算書、財産目録その他経営状況を明らかにする書類 (4)　直近3年間の法人税、消費税、法人市民税、固定資産税（都市計画税）及び地方消費税の納税証明書 (5)　役員名簿照会及び同意書	様式第11号	
15	リフレ芥見指定管理者指定申請に係る誓約書	様式第12号	
16	その他市長が特に必要があると認める書類		
17	辞退届	様式第13号	
18	岐阜市リフレ芥見指定管理者応募説明会参加申込書	様式第14号	
19	岐阜市リフレ芥見指定管理者の応募に関する質問書	様式第15号	

※　コンソーシアムである場合は、構成員ごとに9、11から15までの書類を提出してください。

様式第1号（第5条関係）

リフレ芥見指定管理者指定申請書

（あて先）岐阜市長

年　　月　　日

団体所在地
団体名
代表者名

リフレ芥見の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　提出書類

⑴　定款、規約又はこれらに類する書類の写し

⑵　リフレ芥見の管理に関する収支予算書

⑶　事業計画書

⑷　団体の概要及び活動状況を記した書類

⑸　上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2　担当者連絡先

様式第2号（第9条関係）

リフレ芥見利用料金承認申請書

（あて先）岐阜市長

年　　月　　日

団体所在地
団体名
代表者名

下記のとおり利用料金を承認されるよう申請します。

記

施　　設　　名	
区　　分	
利　用　料　金　額	
利用料金設定理由	
備　　考	

記入しきれない場合は、一覧表を添付してください。

様式第3号

リフレ芥見 事業計画書

団体名	
代　表　者　名	
所　　在　　地	
電　話　番　号	
ＦＡＸ番号	
電 子 メ ー ル	
担 当 者 所 属	
担　　当　　者	

様式第4号

団体名	

リフレ芥見収支予算書（令和９年度～令和１３年度）

（単位:円）

区　　分			令和9年度	令和10年度	令和11年度	備　考
歳入	委託料(指定管理料)					
	利用料金収入					
	その他収入					
	合　計（A）		0	0	0	
歳出	人件費	人件費計	0	0	0	
		職員				
		パート職員				
		臨時雇用(幼児用プール監視)				
		その他				
	報償費(謝金)					
	需用費	需用費計	0	0	0	
		施設消耗品費				
		事務消耗品費				
		燃料費				
		印刷製本費				
		光熱水費				
		電気代				
		福利厚生費				
		修繕費				
		その他				
	役務費	役務費計	0	0	0	
		通信運搬費				
		広告料				
		手数料				
		その他				
	委託料	委託料計	0	0	0	
		プール循環設備点検委託				
		空調設備保守点検業務委託				
		電気設備保守管理業務委託				
		ボイラー保守点検業務委託				
		自動火災報知設備点検業務委託				
		自動扉点検業務委託				
		有害不快害虫駆除業務委託				
		施設清掃業務委託				
		芝生広場及び施設周辺管理業務委託				
		樹木剪定				
		遊具定期点検				
		機械警備業務委託				
		貯水槽及びバランシング清掃業務委託				
		トレーニング機器保守点検				
		プール水等の水質検査業務委託				
		建築物・設備点検業務委託				
		その他				
	使用料及び賃借料	使用料及び賃借料計	0	0	0	
		放送受信料(衛星カラー)				
		その他				
	その他					
	租税公課					
	合　計（B）		0	0	0	

（単位:円）

区　　分			令和12年度	令和13年度	5か年合計	備　考
歳入	委託料(指定管理料)				0	
	利用料金収入				0	
	その他収入				0	
	合　計（A）		0	0	0	
歳出	人件費	人件費計	0	0	0	
		職員			0	
		パート職員			0	
		臨時雇用(幼児用プール監視)			0	
		その他			0	
	報償費(謝金)				0	
	需用費	需用費計	0	0	0	
		施設消耗品費			0	
		事務消耗品費			0	
		燃料費			0	
		印刷製本費			0	
		光熱水費			0	
		電気代			0	
		福利厚生費			0	
		修繕費			0	
		その他			0	
	役務費	役務費計	0	0	0	
		通信運搬費			0	
		広告料			0	
		手数料			0	
		その他			0	
	委託料	委託料計	0	0	0	
		プール循環設備点検委託			0	
		空調設備保守点検業務委託			0	
		電気設備保守管理業務委託			0	
		ボイラー保守点検業務委託			0	
		自動火災報知設備点検業務委託			0	
		自動扉点検業務委託			0	
		有害不快害虫駆除業務委託			0	
		施設清掃業務委託			0	
		芝生広場及び施設周辺管理業務委託			0	
		樹木剪定			0	
		遊具定期点検			0	
		機械警備業務委託			0	
		貯水槽及びバランシング清掃業務委託			0	
		トレーニング機器保守点検			0	
		プール水等の水質検査業務委託			0	
		建築物・設備点検業務委託			0	
		その他			0	
	使用料及び賃借料	使用料及び賃借料計	0	0	0	
		放送受信料(衛星カラー)			0	
		その他			0	
	その他				0	
	租税公課				0	
	合　計（B）		0	0	0	

様式第5号

法人等概要書

団　体　名	
代 表 者 名	
所　在　地	
設立年月日	
資　本　金	
売　上　高	
従 業 員 数	
業 務 内 容	
団体の特色	

様式第6号（コンソーシアムの場合）

リフレ芥見指定管理者指定申請書

（あて先）岐阜市長

年　　月　　日

岐阜市リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム
代表構成員　所在地
商号又は名称
代表者名

リフレ芥見の指定管理者の指定を受けるため、コンソーシアムを結成し、この申請書に岐阜市リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム協定書及びその他必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1　提出書類

⑴　定款、規約又はこれらに類する書類の写し

⑵　リフレ芥見の管理に関する収支予算書

⑶　事業計画書

⑷　団体の概要及び活動状況を記した書類

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2　担当者連絡先

様式第7号

リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム構成員表

構 成 区 分	所在地、商号又は名称、代表者氏名及び電話番号
代表構成員	所　在　地 商号又は名称 代 表 者 名 電 話 番 号
構　成　員	所　在　地 商号又は名称 代 表 者 名 電 話 番 号

※　必要に応じて追加してください。

様式第8号

リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム構成員概要書

団　体　名	
代 表 者 名	
所　在　地	
設立年月日	
資　本　金	
売　上　高	
従 業 員 数	
業 務 内 容	
団体の特色	

※必要に応じて追加し、構成員それぞれについて記入してください。

様式第9号

岐阜市リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム協定書

（目的）
第1条　当コンソーシアムは、リフレ芥見の指定管理業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）
第2条　当コンソーシアムは、岐阜市リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）
第3条　コンソーシアムは、（所在地、商号又は名称を記載）内に置く。

（成立の時期及び解散の時期）
第4条　コンソーシアムは、本協定書締結日に成立し、当該業務の指定管理期間終了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。
2　当該業務の指定管理者の指定を受けられなかったときは、コンソーシアムは、前項の規定にかかわらず解散することができるものとする。

（構成員の所在地及び名称）
第5条　コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。
代表構成員　所　在　地
商号又は名称
代 表 者 名

構 成 員　所　在　地
商号又は名称
代 表 者 名
（※　必要に応じ追加してください）

（代表者の名称）
第6条　コンソーシアムは、△△△（商号又は名称を記載）を代表者とする。

（代表者の権限）
第7条　コンソーシアムの代表者は、当該業務の履行に関し、コンソーシアムを代表して、岐阜市及び監督官庁等と折衝する権限、指定管理者申請関係書類の作成及び提出、岐阜市と当該業務に係る協定書の締結、当該業務に係る指定管理料（委託料）の請求及び受領、コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の責任）
第8条　各構成員は、当該業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡の制限）
第9条　本協定書に基づく権利義務は、第三者に譲渡することはできない。

（業務履行途中における構成員の脱退に対する措置）
第10条　構成員は、コンソーシアムが当該業務を完了する日までは脱退することができない。
2　前項の規定にかかわらず、構成員が当該業務の履行途中において、指定管理者の応募資格要件を欠き脱退した場合においては、残存構成員が当該業務を完了する。

（業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第11条　構成員のうちいずれかが、業務履行途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項の規定を準用する。

（解散後の瑕疵担保責任）

第12条　コンソーシアムが解散した後においても、当該業務の履行に関し、岐阜市と締結した協定の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第13条　この協定書に定めのない事項については、構成員全員の協議によるものとする。

×××（構成員の商号又は名称を記載）は、以上のとおり岐阜市リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム協定書を締結したので、その証としてこの協定書△通を作成し、当事者記名押印して各自その1通を保有するものとする。

年　　月　　日

岐阜市リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム
代表構成員　所　　在　　地
商号又は名称
代　表　者　名　　印

構　成　員　所　　在　　地
商号又は名称
代　表　者　名　　印

（※　必要に応じ追加してください）

様式第10号

委任状

年　　月　　日

岐阜市長

岐阜市リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム
委任者　所　　在　　地
商号又は名称
代　表　者　名　　印

私は、下記のコンソーシアム代表者を代理人と定め、当コンソーシアムが存続する間、下記事項の権限を委任します。

受任者
下記事項について受任することを承諾します。
岐阜市リフレ芥見指定管理業務コンソーシアムの代表者
所　　在　　地
商号又は名称
代　表　者　名　　印

委任事項
1　岐阜市リフレ芥見の指定管理業務に係る岐阜市及び監督官庁等との折衝
2　岐阜市リフレ芥見の指定管理業務に係る指定管理者申請関係書類の作成及び提出
3　岐阜市と岐阜市リフレ芥見の指定管理業務に係る協定書の締結
4　岐阜市リフレ芥見の指定管理業務に係る指定管理料（委託料）の請求及び受領
5　岐阜市リフレ芥見指定管理業務コンソーシアムに属する財産の管理

様式第11号

役員名簿照会及び同意書

団体名			
役職名	ふりがな 氏　名	生年月日	住　所

指定管理者応募申請に係る資格審査のため、上記内容を「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき照会することについて、本人の了解を確認の上、同意します。

年　　月　　日

団　体　名
団体所在地
代　表　者　　印
電話・ＦＡＸ

（あて先）岐阜市長

様式第12号

リフレ芥見指定管理者指定申請に係る誓約書

岐阜市リフレ芥見の指定管理者指定申請を行うに当たり、下記の事項及び提出書類の内容について事実に相違ないことを誓約します。

また、後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合には、いかなる措置を受けましても異存のないことを誓約します。

記

1　過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、岐阜市又は他の地方公共団体から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。
2　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定に該当しない団体であること。
3　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
4　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
5　破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
6　岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成22年10月22日締結）第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
7　市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納がない団体であること。

年　　月　　日

（あて先）岐阜市長

所　在　地
商号又は名称
代　表　者　名　　印

様式第13号

辞退届

年　　月　　日

（あて先）岐阜市長

申請者　団体所在地

団体名

代表者名

「岐阜市リフレ芥見」の指定管理者の応募（申請）を辞退します。

担当者名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
E-Mailアドレス	

様式第14号

年　　月　　日

（あて先）岐阜市長

岐阜市リフレ芥見指定管理者応募説明会参加申込書

月　　日（　）開催の説明会、現地見学会に参加を申し込みます。

団体所在地
団　体　名
代 表 者 名

参加者氏名	連絡先

担当　環境部東部クリーンセンター

電話　０５８－２４３－１１５１

様式第15号　　受付番号＿＿＿＿＿＿

岐阜市リフレ芥見指定管理者の応募に関する質問書（1枚につき1件）

（あて先）岐阜市長

年　　月　　日

団体所在地
団　体　名
電話・FAX
メールアドレス
代表者名

質問者名		質問者の連絡先	
質問の内容			
回　　答			

担当　環境部東部クリーンセンター
電話　０５８－２４３－１１５１